



第164回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2017年6月16日(金曜日)午後2時
書面及びインターネット等による議決権行使期限
2017年6月15日(木曜日)午後5時

場所 岐阜県大垣市神田町二丁目1番地
イビデン株式会社 本社2階 会議室

CONTENTS

株主の皆様へ・連結決算ハイライト	1
■ 第164回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使のご案内	5
■ 議決権行使のポイント	7
■ 株主総会参考書類	13
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件	
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	
第7号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対する株式報酬等の額及び内容決定の件	
第8号議案 会計監査人選任の件	
■ 事業報告	36
■ 連結計算書類	63
■ 計算書類	65
■ 監査報告書	67

株主優待制度の導入に伴い、株主総会当日にお配りして
おりましたお土産はとりやめとさせていただきます。何卒
ご理解くださいますようお願い申し上げます。



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からご覧
いただけます。
<http://srdp.jp/4062/>

イビデン株式会社

証券コード 4062

株主の皆様へ To Our Shareholders



IBIDEN

株主の皆様におかれましては、平素よりイビデン株式会社並びにイビデングループ各社に格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、第164期(2016年4月1日から2017年3月31日まで)の報告書をお届けするにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

代表取締役社長

竹中 裕紀

「イビテクノ」を進化させ、競争力強化へ

当社グループでは、2013年度にスタートいたしました5ヶ年の中期経営計画“Challenge IBI-TECHNO 105 Plan”において、事業環境の変化に対応し、次の100年に向けて永続的に事業を継続し成長させるための、人財育成に主眼を置いた企業体質づくりに取り組んでまいりました。具体的には、「現地・現物・自掛」を基本に「5S活動」「TPM活動」「自工程完結活動」「クロスセクション・チームワーク活動」による当社独自の改善活動「イビテクノの進化」です。全社員が現地・現物で自ら課題解決を行い、一人ひとりが課題解決能力を高め、同時に達成感も味わうことで、モチベーション高く、新たなより高い課題に挑戦していく「正のスパイラル」を目指しております。人財育成は地道で時間のかかる活動ではありますが、昨年度、電子事業のお客様より、数ある供給企業の中でも、特に高い水準を達成した企業に授与される最高の賞を3年連続で受賞するなど、着実に活動の手応えが出てまいりました。

また、併せて現中期経営計画におきましては、電子事業以外に、セラミック事業及び国内関連会社事業と電力事業で構成される「その他事業」を合わせた、3つのセグメントによる安定的な収益構造の実現を目指し、各事業の競争力強化の活動に取り組んでおります。

業績レビュー

さて、昨年度の事業結果でございますが、まず、電子事業におきましては、パソコン市場の減速や、ハイエンドスマートフォン市場の成長鈍化に伴う企業間競争の激化により受注が低迷したことに加え、一部のハイエンド製品において新たにファンアウトウエハーレベルパッケージ(FO-WLP)が採用されたことにより、大変厳しい結果となりました。こうした受注環境の急激な変化を受け、昨年度当社においては、一旦、資産の価値を現状の受注水準に合わせるため、固定資産の減損を主とした事業構造改革を実施いたしました。収益の回復に向け、従来から当社が強みを持つ最先端分野

連結決算ハイライト

Financial Highlights

40頁の「(4) 財産及び損益の状況の推移」において、当期と過去5期分の連結業績及び主要な財務指標を掲載しております。

売上高



営業利益



におけるシェア拡大に加え、パソコン及びスマートフォン領域で培った薄型高密度化技術・品質・開発力で新規顧客の開拓やIoT、車載、データセンターといった新分野への拡大に積極的に取り組んでまいります。

セラミック事業におきましては、全体の売上は堅調な自動車市場に支えられ順調に推移いたしました。円高ユーロ安の影響、製品構成の変化及び販売価格の下落等により、営業利益は減益となりました。収益の回復に向け、今年度よりDPF事業とSCR事業を統合し、新たにECP事業部として、同事業部の傘下に製品群別のビジネスユニットを配置することで、機動的且つ効率的な事業運営が可能な体制といたしました。その上で、DPF・SCR・AFPの3つの事業のシナジーによる顧客への提案力と、グローバルな最適生産体制を強化することで、排気系分野における事業競争力を強化してまいります。

その他事業におきましては、国内グループ会社の特色を持った製品による事業拡大と、電力事業の安定収益により、当社の長期安定的な収益源としての位置づけを確かなものにしてまいります。

持続的成長へ向けた取り組み

また、当社の中長期での持続的な成長を支える新製品開発におきましては、開発分野を定め、早期上市及び拡販を可能にするため、今年度より新たに「自動車機能製品開発センター」「将来モビリティ製品開発センター」「先進セラミック開発センター」及び「バイオマテリアル開発センター」を発足いたしました。なお、「自動車機能製品開発センター」及び「将来モビリティ製品開発センター」につきましては、自動車部品業界における深い知見と実績を有する株式会社デンソーと、2017年4月27日付で資本業務提携契約を締結し、共同研究開発を実施することで、開発に弾みを付けてまいります。

当社を取り巻く事業環境は、依然厳しくかつ不透明ではありますが、基盤活動としての人財育成を継続しながら、既存事業の競争力強化と新製品開発を着実に進め、全社員一丸となって、現中期経営計画の最終年度である

2017年度の業績を回復させてまいります。

ガバナンス強化に向けて

このように、事業構造改革に一定の道筋が付き、将来の収益の柱となる新規事業の開発の方向性が定まったことから、私竹中裕紀は、本定時株主総会終了後に開催されます取締役会において、副社長青木武志に社長の任を引き継ぎます。今後、新体制の下で、2022年度を最終年度とする新たな中期経営計画をスタートさせ、事業を再度安定した成長軌道に乗せてまいります。また、今回の定時株主総会におきまして、監査等委員会設置会社への移行とそれに伴う議案を株主の皆様にお諮りします。移行の目的は、当社企業活動のグローバル化と変化の激しい事業環境に対応するため、シンプルで分かり易いグローバル標準の機関設計に移行し、迅速な意思決定とガバナンス強化を実現するためです。併せまして、当社の株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にする目的で、信託を用いた新たな株式報酬制度の導入をお諮りします。招集ご通知7ページから12ページの議決権行使のポイントにて、解説を掲載いたしましたので、ぜひご参照ください。

株主還元について

最後になりましたが、株主還元につきましては、2017年3月31日時点で単元株以上をお持ちの株主の皆様に対し、新たに株主優待制度を導入しました。また、期末配当につきましては、厳しい業績ではありますが、株主の皆様への安定した配当を重視し、昨年度と同額の20円とさせていただきます。これにより、中間配当と合わせた年間配当額は、一株当たり35円となり、2015年度と同額となりました。

株主の皆様におかれましては、今後も当社グループへの変わらないご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2017年6月

経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



1株当たり当期純利益



証券コード：4062
2017年5月29日

株 主 各 位

岐阜県大垣市神田町二丁目1番地
IBIDEN **イビデン株式会社**
代表取締役社長 竹中裕紀

第164回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第164回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法(インターネット等)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただきまして、2017年6月15日(木曜日)午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2017年6月16日(金曜日)午後2時
2. 場 所 岐阜県大垣市神田町二丁目1番地
イビデン株式会社 本社2階 会議室
3. 会議の目的事項
 - 報告事項
 - (1) 第164期(2016年4月1日から2017年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第164期(2016年4月1日から2017年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
 - 第7号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対する株式報酬等の額及び内容決定の件
 - 第8号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- (2) インターネットと議決権行使書のご郵送の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる行使を有効な議決権行使としてお取り扱いします。

＜当日ご出席される方へ＞

株主総会は**午後2時開催**でございますので、お時間をお間違えないようご来場ください。
受付開始時間は、午後1時を予定しております。なお、昼食の用意はございません。

当日は大変多くの株主さまのご出席が見込まれます。**メイン会場が満席となった場合は別会場をご案内させていただきますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。**なお、別会場ではモニターでメイン会場の様子をご覧いただけます。

また、**当日は本招集ご通知をご持参ください**ますようお願い申し上げます。

以上

インターネット開示情報

当社ウェブサイト

<http://www.ibiden.co.jp/>

◎事業報告の会社の体制及び方針、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社上記ウェブサイトに掲載しておりますので、招集ご通知の添付書類には、記載しておりません。上記のウェブサイト掲載事項は、会計監査人及び監査役会の監査の対象に含まれております。なお、(ご参考)として従来招集ご通知に記載しておりました連結包括利益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書につきましては、今回よりインターネット上の当社上記ウェブサイトに掲載しております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に軽微な修正が生じた場合は、インターネット上の当社上記ウェブサイトにて、修正内容を掲載させていただきます。

当社ウェブサイトでは、企業情報、投資家情報、社会・環境活動(CSR)など、様々な情報を掲載しております。特に株主・投資家の皆さまに向けましては、社長メッセージ、決算短信、主力製品の紹介なども掲載しております。ぜひご覧ください。



株主総会に当日ご出席いただける方

株主総会開催日時 **2017年6月16日(金) 午後2時**

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

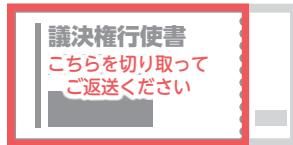


株主総会に当日ご出席いただけない方

議決権行使期限 **2017年6月15日(木) 午後5時**

 **郵送**

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、下記のように切り取ってご投函ください。



 **インターネット等**

当社指定の議決権行使ウェブサイト

<http://www.web54.net/>

にて各議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください。



携帯電話やスマートフォンなどによる議決権行使は、バーコード読取機能を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

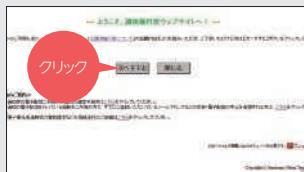
- 議決権行使書面において、各議案につき賛否のご表示のない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 議決権行使書面により議決権を行使され、かつ、インターネット等においても議決権を行使され、議決権行使が重複した場合は、インターネット等により議決権行使したものを有効とさせていただきます。
- インターネット等によって、複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権の代理行使をされる場合は、議決権を有する株主の方1名に限り、代理人として株主総会にご出席いただけます。この場合、委任状等の代理権を証明する書面を当社にご提出ください。(株主様でない代理人および同伴の方など株主様以外の方は、株主総会にご出席いただけません。)

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等により行使される場合は、つぎの事項をご了承のうえ、議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、議決権行使書用紙の右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力して、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイトURL <http://www.web54.net/>



携帯電話やスマートフォンなどの場合、議決権行使書用紙右片に記載のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。

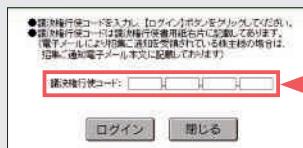
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



パスワードのお取り扱い

- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了まで大切に保管願います。
- パスワードのお電話によるご照会にはお答えいたしかねます。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従って手続きください。

2 ログイン



議決権行使コード

お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



3 パスワードの入力



ログインID/パスワード

お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリックしてください。



システムのご利用に関する ご注意事項

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダへの接続および通信料金
・事業者への通信料金は、株主様のご負担となります。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

 **0120-652-031**
(午前9時～午後9時)

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。



ポイント
1

監査等委員会設置会社への移行

関連する議案
1~6

背景と目的

背景① 事業環境変化への対応

移行の目的

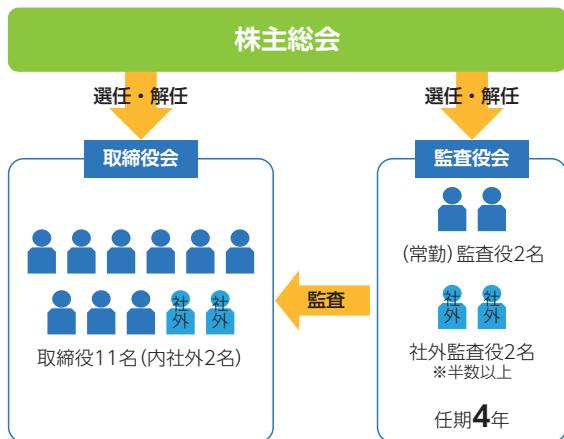
- 事業環境の変化に対し、**迅速な意思決定**を可能にするスリムな取締役会構成
- グローバル標準に近い、**シンプルな機関設計**
- 社外取締役を活用した、取締役会の**監督機能強化**

背景② 事業のグローバル化

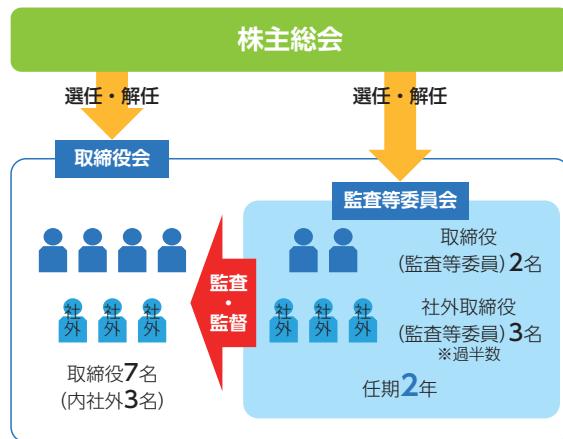
背景③ CGコードへの対応

移行イメージ

従来の機関設計（監査役会設置会社）



監査等委員会設置会社移行後のイメージ



POINT

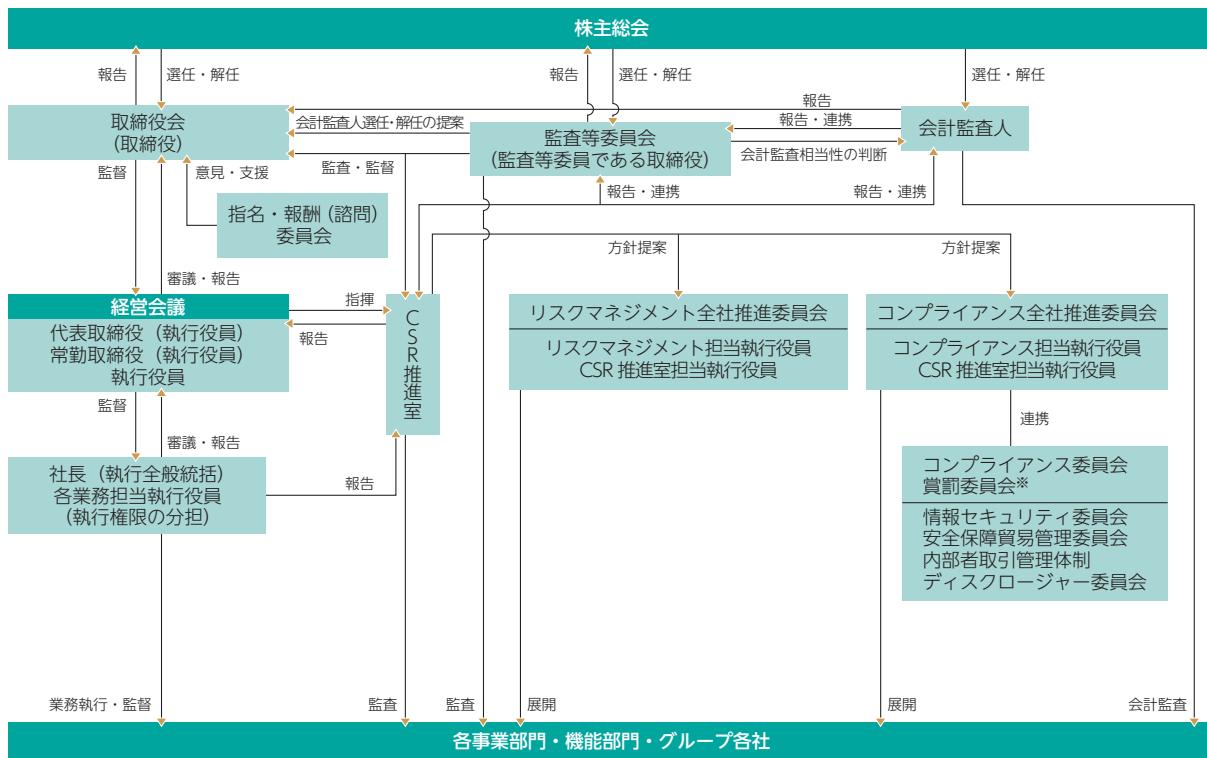
意思決定の迅速化

取締役会が個別の業務執行に係る意思決定権限を取締役へ委任し、重要性の高い議題に絞ることで、**迅速かつ機動的な意思決定**が可能となります。

監査等委員会による監督機能の強化

上記の項目から、社外取締役がより監督機能に専念できること、また、取締役の選・解任や辞任、報酬等への意見表明の権限を有すること、そして、監査権限が適法性監査のみならず**妥当性（業務執行）監査**にも及ぶこととなり、一層の監督機能強化を図ることが可能となります。

(ご参考) 監査等委員会設置会社移行後の当社グループの内部統制システムの模式図



※は関係案件発生時に随時開設されるもの

ポイント
2

役員候補者選任にあたっての参考情報

関連する議案
2、3、4

取締役会の規模、バランス

取締役会による的確かつ迅速な意思決定が可能な員数及び取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、適材適所の観点より、総合的に検討した上で、指名・報酬（諮問）委員会の答申を参照しつつ、取締役候補を指名しております。

取締役候補者の指名に当たっての方針と手続

経営陣幹部・取締役候補については、的確かつ迅速な意思決定が可能な員数、および経営陣幹部・取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討し、選任・指名しております。

また監査等委員候補につきましては、財務・会計・法律に関する知見、当社事業に関する知識および企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に検討し、指名しております。

上記方針に基づき、監査等委員候補につきましては、監査役会の同意を経て、取締役会で決議しております。

なお、取締役・監査等委員候補の指名につきましては、取締役会での決議に先立ち、社外取締役をメンバーに含めた指名・報酬（諮問）委員会にて審議を行い、代表取締役社長に答申しております。



POINT

指名・報酬（諮問）委員会の仕組みを導入

昨年度より任意の指名・報酬（諮問）委員会の仕組みを導入しました。代表取締役社長の諮問に基づき、昨年度は4回開催され、取締役、執行役員、理事の月次報酬、賞与並びに指名について審議し、答申しました。

取締役会の実効性強化に向けて

- 1) 取締役会全体（監査等委員を含む12名）の半数を社外取締役とすることでガバナンスを強化します。
- 2) 監査等委員である取締役5名のうち3名を税務、財務、法務の専門分野より選任（うち1名は女性）することで、バランスの取れた監査等委員会を組織。さらに監査等委員会の委員長を社外の監査等委員とすることで監査・監督機能を強化します。

社外役員の独立性に関する判断基準

当社におきましては、社外役員の独立性に関する判断基準として、「会社法の社外性の規定」及び「証券取引所の基準」を満たす者を、独立性を有しているとみなします。

当社は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づき、独立役員として6名の社外取締役候補者を、両証券取引所に届け出ております。

POINT

社外取締役候補者の知見・経験一覧

候補者氏名	専門性			ダイバーシティ	
	企業経営	会計/税務	法律	女性	研究者
山口 千秋	●				
三田 敏雄	●				
吉久 光一	●				●
加藤 文夫 (監査等委員)		●			
堀江 正樹 (監査等委員)		●			
川合 伸子 (監査等委員)			●	●	

ポイント
3

役員報酬について

関連する議案
5、6、7

役員報酬の決定にあたっての方針と手続

当社の取締役、執行役員の報酬については、月額報酬と賞与により構成されております。取締役の月額報酬については、株主総会にて決議された限度枠内で、各取締役の職位に基づき算定し、取締役会で決議しております。また、賞与については、株主総会にて決議された所定の計算式に基づいた総額の範囲内で、各取締役の業務に対する貢献度に基づき配分額を決定し、取締役会で決議しております。

執行役員の月額報酬については、取締役会で決議しております。その算定にあたっては、取締役の月額報酬とのバランス、個々の業務能力の評価等を総合的に勘案して決定しております。また、賞与につきましても、支給金額については、取締役会で決議しております。その算定にあたっては、各執行役員の業績に対する貢献度等に基づいて決定しております。なお、取締役の報酬及び賞与の内容につきましては、取締役会での決議に先立ち、社外取締役をメンバーに含めた指名・報酬(諮問)委員会にて審議を行い、代表取締役社長に答申しております。また、社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であり、一定の金額の基本報酬のみ支給しております。

 POINT

取締役と監査等委員である取締役の報酬額の設定（第5、6号議案）

定款上の監査等委員でない取締役の員数減（18名→16名）及び監査等委員である取締役の員数増（5名→7名）に対応した月次報酬支給枠の変更となります。また、賞与支給枠についても定款上の監査等委員でない取締役の員数減に対応した計算上の支給上限額の変更となります。

株式報酬制度の導入（第7号議案）

当社の株式価値と取締役等の報酬との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることが可能となります。

資本政策、政策保有の方針

資本政策の基本的な方針について、当社は、当社グループの事業拡大、収益力の向上による株主価値の拡大を目指しており、中期経営計画を開示しております。事業環境の変化に対し安定的な経営を行うために、必要となる十分な株主資本の水準と株主構成を保持することを資本政策の基本としております。また、株主還元につきましては、連結配当性向30%を目処とし、長期安定配当とのバランスを総合的に検討して実施しております。

政策保有に関しましては、当社の純投資目的以外の投資を行う際の基本方針は、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、事業戦略上の重要性、取引先との関係強化の視点から、保有する銘柄を総合的に勘案し、政策的に必要とする株式については、保有していく方針です。なお、当社では、原則として毎年1回取締役会において、保有する銘柄を報告した上で、保有方針の確認を実施しております。

議決権行使の方針

当社の利益に資することを前提として、投資先企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するよう、議決権を行使いたします。

政策保有銘柄（上位10社）

2017年3月31日現在

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社豊田自動織機	2,763,000	15,279	取引関係の強化
スズキ株式会社	1,199,000	5,541	取引関係の強化
大陽日酸株式会社	3,004,844	3,912	取引関係の強化
株式会社デンソー	590,000	2,889	取引関係の強化
三井不動産株式会社	1,086,000	2,578	取引関係の強化
株式会社三菱UFJフィナンシャルグループ	2,332,030	1,631	取引関係の強化
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	357,524	1,446	取引関係の強化
株式会社十六銀行	4,005,939	1,438	取引関係の強化
東邦瓦斯株式会社	1,567,362	1,233	取引関係の強化
株式会社大垣共立銀行	3,691,500	1,221	取引関係の強化

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

次の理由から定款の一部変更を行うものであります。

2015年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成27年法律第90号)により、新たに「監査等委員会設置会社」が創設されました。

当社では従来から、コーポレート・ガバナンスを透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための重要な仕組みとして認識し、取締役会による経営監視機能と監査役の監査機能の強化に取り組んでまいりました。今般、より迅速な意思決定を実現するとともに、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により、取締役会の監督機能を一層強化することで、更なるコーポレート・ガバナンスの強化と持続的な成長による企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することといたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。また、その他所要の見直しを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機 関) 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第4条 (機 関) 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人
第5条～第16条 (条文省略)	第5条～第16条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第17条 (取締役の員数) 本会社の取締役は、18名以内とする。	第17条 (取締役の員数) 本会社の監査等委員でない取締役は、16名以内、監査等委員である取締役は、7名以内とする。

現行定款	変更案
<p>第18条（取締役の選任）取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第18条（取締役の選任）取締役は、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p>
<p>2. (条文省略)</p>	<p>2. (現行どおり)</p>
<p>3. (条文省略)</p>	<p>3. (現行どおり)</p>
<p>第19条（取締役の任期）取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第19条（取締役の任期）<u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>3. <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員の残任期間とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第20条（補欠の監査等委員である取締役の選任決議の有効期間）<u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議の有効期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第20条（代表取締役、役付取締役）取締役会は、その決議によって、取締役の中から代表取締役を若干名選定する。</p>	<p>第21条（代表取締役、役付取締役）取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から代表取締役を若干名選定する。</u></p>
<p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>第21条（取締役会の招集権者及び議長） (条文省略)</p>	<p>第22条（取締役会の招集権者及び議長） (現行どおり)</p>
<p>第22条（取締役会の招集通知）取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第23条（取締役会の招集通知）取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第23条（取締役会の決議方法） （条文省略） （新設）	第24条（取締役会の決議方法） （現行どおり）
第24条（取締役会規則） （条文省略）	第25条（重要な業務執行の決定の委任） <u>本公司は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u>
第25条（報酬等） <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本公司から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u>	第26条（取締役会規則） （現行どおり）
第26条～第27条（条文省略）	第27条（報酬等） <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本公司から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して定める。</u>
第5章 <u>監査役及び監査役会</u> （新設） （新設）	第28条～第29条（現行どおり） 第5章 <u>監査等委員会</u> 第30条（監査等委員会の設置） <u>本公司は、すべての監査等委員である取締役で組織する監査等委員会を置く。</u> 第31条（常勤の監査等委員） <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。</u>

現行定款	変更案
(新設)	第32条（監査等委員会の招集）監査等委員会の招集通知は、各監査等委員である取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(新設)	2. 監査等委員である取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	第33条（監査等委員会の決議方法）監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数を以て行う。
(新設)	第34条（監査等委員会規則）監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第28条（監査役の員数）本会社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
第29条（監査役の選任）監査役は、株主総会において選任する。	(削除)
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。	(削除)
3. 本会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。	(削除)
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	(削除)

現行定款	変更案
第30条（監査役の任期） <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	（削除）
2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	（削除）
第31条（常勤の監査役） <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	（削除）
第32条（監査役会の招集通知） <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	（削除）
2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	（削除）
第33条（監査役会規則） <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	（削除）
第34条（報酬等） <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	（削除）
第35条（社外監査役との間の責任限定契約） <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金1千万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	（削除）
第6章 計 算	第6章 計 算
第 <u>36</u> 条～第 <u>39</u> 条 （条文省略）	第 <u>35</u> 条～第 <u>38</u> 条 （現行どおり）

現行定款	変更案
(新設)	<p>附則</p> <p>(社外監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第164回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めによるところによる。</p>

招集通知

議決権行使の
ポイント

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

第2号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件

現任取締役全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員でない取締役7名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとなります。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、各候補者の略歴及び選任理由等の詳細情報を20頁から24頁に記載しております。

候補者番号		氏名	在任年数	地位・担当及び候補者属性	2016年度取締役会出席状況
1	再任	たけなか ひろき 竹中 裕紀	20年	代表取締役社長、 取締役会議長、執行全般統括、	11/11回 (100%)
2	再任	あおき たけし 青木 武志	4年	代表取締役副社長、 執行全般統括、セラミック事業担当	11/11回 (100%)
3	再任	にしだ つよし 西田 剛	4年	代表取締役副社長、 全社営業統括、電子事業担当	11/11回 (100%)
4	再任	こだま こうぞう 児玉 幸三	2年	代表取締役副社長、 全社品質・技術・生産統括、生産推進本部長、 CSR推進室担当、エネルギー統括部担当	11/11回 (100%)
5	再任	やまぐち ちあき 山口 千秋	3年	社外取締役候補者 独立役員候補者	11/11回 (100%)
6	新任	み た としお 三田 敏雄	-	社外取締役候補者 独立役員候補者	-
7	新任	よしひさ こういち 吉久 光一	-	社外取締役候補者 独立役員候補者	-



再任

候補者番号

1

たけなか ひろき

竹中 裕紀 (1951年1月1日生)
TAKENAKA Hiroki

所有する当社の株式数

92,500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年4月	当社入社	2015年1月	当社技術開発本部担当
1997年6月	当社取締役	2016年3月	当社関連会社担当
2001年6月	当社常務取締役		
2005年6月	当社取締役専務執行役員		
2007年4月	当社代表取締役社長 (現任)		

候補者とした理由

経営者及び代表取締役としての見識と当社事業全般における豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者としました。



再任

候補者番号

2

あおき たけし

青木 武志 (1958年2月4日生)
AOKI Takeshi

所有する当社の株式数

30,300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2014年4月	当社セラミック事業本部 副本部長
2006年4月	当社理事	2016年3月	当社代表取締役副社長 (現任)
2008年4月	当社執行役員	2016年3月	当社セラミック事業本部長
2013年6月	当社取締役執行役員		
2014年4月	当社取締役常務執行役員	2017年4月	執行全般統括、セラミック 事業担当 (現任)

候補者とした理由

代表取締役としての見識とセラミック事業を中心とした当社事業における豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者としました。



再任

候補者番号

3

にしだ つよし

西田 剛
NISHIDA Tsuyoshi

(1956年7月10日生)

所有する当社の株式数

31,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月	当社入社	2015年1月	当社電子事業本部長
2008年4月	当社理事	2015年1月	揖斐電電子(北京)有限公司 董事長
2011年4月	当社執行役員	2016年3月	当社代表取締役副社長 (現任)
2013年6月	当社取締役執行役員	2017年4月	全社営業統括、 電子事業担当 (現任)
2014年4月	当社取締役常務執行役員		
2014年4月	当社PKG事業本部長		
2015年1月	当社取締役専務執行役員		

候補者とした理由

代表取締役としての見識と電子事業における営業部門を中心とした豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者としてしました。



再任

候補者番号

4

こだま こうぞう

児玉 幸三
KODAMA Kozo

(1963年3月23日生)

所有する当社の株式数

20,900株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2015年6月	当社取締役常務執行役員
2008年4月	当社理事	2016年3月	当社代表取締役副社長 (現任)
2012年4月	当社執行役員	2016年3月	全社品質・技術・生産統括 (現任)
2012年4月	イビデンフィリピン株式 会社 取締役副社長	2017年4月	生産推進本部長、CSR推進 室担当、エネルギー統括部 担当 (現任)
2015年1月	当社常務執行役員		
2015年1月	当社電子事業本部 副本部長		

候補者とした理由

代表取締役としての見識と、技術・生産部門における深い知見と海外生産拠点における経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者としてしました。



再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

候補者番号

5

やまぐち ちあき

山口 千秋

(1949年12月25日生)

YAMAGUCHI Chiaki

所有する当社の株式数

8,200株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2003年 6月 トヨタ自動車株式会社 常勤監査役 (2011年 6月退任)
- 2011年 6月 株式会社豊田自動織機 専務取締役
- 2012年 6月 同社代表取締役副社長 (2015年 6月退任)
- 2014年 6月 当社社外取締役 (現任)
- 2015年 6月 東和不動産株式会社 代表取締役社長 (現任)
- 2015年 6月 中日本興業株式会社 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

- 東和不動産株式会社 代表取締役社長
- 中日本興業株式会社 社外取締役

重要な兼職先と当社との関係

当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

候補者とした理由

企業経営の分野をはじめとする豊富で幅広い経験、知識等に基づいた助言や監視を期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。



新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

候補者番号

6

み た としお

三田 敏雄
MITA Toshio

(1946年11月2日生)

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1969年 4月 中部電力株式会社入社
 2003年 6月 同社取締役 東京支社長
 2005年 6月 同社常務取締役執行役員 販売本部長
 2006年 6月 同社代表取締役社長
 2007年 6月 同社代表取締役社長 社長執行役員
 2010年 6月 同社代表取締役会長
 2015年 6月 同社相談役（現任）

重要な兼職の状況

中部電力株式会社 相談役
 日本郵船株式会社 監査役

重要な兼職先と当社との関係

当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

候補者とした理由

企業経営の分野をはじめとする豊富で幅広い経験、知識等に基づいた助言や監視を期待して、社外取締役として選任をお願いするものです。



新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

候補者番号

7

よしひさ こういち

吉久 光一 (1952年11月29日生)

YOSHIHISA Koichi

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 3月	東京大学 博士(工学)	2003年 4月	同大学理工学部建築学科学科長
1982年 4月	東京大学生産技術研究所 第5 部文部教官助手	2013年 4月	同大学理工学部学部長、研 究科長、
1984年 4月	名城大学理工学部建築学科 講師		学校法人名城大学評議員 (現任)
2000年 4月	同大学理工学部建築学科教授	2015年 4月	同大学学長 (現任) 学校法人名城大学常勤理事 (現任)

重要な兼職の状況

名城大学学長、学校法人名城大学常勤理事、学校法人名城大学評議員
公益財団法人名古屋産業科学研究所 理事

重要な兼職先と当社との関係

当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

候補者とした理由

学識経験者としての学術的な視点及び大学の経営に携わることによって得られた高度な知見に基づく助言や監視に加えて、地元大学との産学連携を促進することを期待して、社外取締役としての選任をお願いするものです。

(注)

- 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役山口千秋氏と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、責任限定契約を継続する予定であります。
①社外取締役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金2,000万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する、としております。
②上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに限る、としております。
なお、本議案が承認可決され、三田敏雄氏及び吉久光一氏が社外取締役に就任した場合、当社は両氏との間で、上記と同じ契約内容の責任限定契約を締結する予定であります。
- 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づき、社外取締役山口千秋氏を独立役員として、また、三田敏雄氏及び吉久光一氏を独立役員候補者として、両取引所に届け出ております。
- 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記のほかに特記すべき事項はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、各候補者の略歴及び選任理由等の詳細情報を26頁から29頁に記載しております。

候補者番号		氏名	*在任年数	地位及び候補者属性	2016年度 監査役会 出席状況	2016年度 取締役会 出席状況
1	新任	さかした けいいち 阪下 敬一	2年	当社常勤監査役（現任）	13/13回 (100%)	11/11回 (100%)
2	新任	くわやま よういち 桑山 洋一	1年	当社常勤監査役（現任）	10/10回 (100%)	9/9回 (100%)
3	新任	かとう ふみお 加藤 文夫	2年	当社社外監査役（現任） 社外取締役候補者 独立役員候補者	13/13回 (100%)	11/11回 (100%)
4	新任	ほりえ まさき 堀江 正樹	1年	当社社外監査役（現任） 社外取締役候補者 独立役員候補者	10/10回 (100%)	9/9回 (100%)
5	新任	かわい のぶこ 川合 伸子	-	社外取締役候補者 独立役員候補者	-	-

(注)

1. 在任年数は監査役としての在任年数を表わしています。
2. 桑山氏及び堀江氏の2016年度監査役会出席状況及び取締役会出席状況は、第163回定時株主総会での選任以降の状況です。



新任

候補者番号

1

さかした けいいち

阪下 敬一 (1956年4月21日生)
SAKASHITA Keiichi

所有する当社の株式数

37,200株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2013年4月	当社取締役専務執行役員
2007年6月	当社取締役常務執行役員	2015年1月	当社監査全般担当
2009年4月	当社セラミック事業担当	2015年1月	当社IMS推進担当
2009年4月	当社DPF事業本部長	2015年6月	当社常勤監査役(現任)
2011年4月	当社生産推進本部長		

候補者とした理由

当社事業における豊富な経験と知識を有しており、監査等委員として経営全般の監視と有効な助言を期待して、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。



新任

候補者番号

2

くわやま よういち

桑山 洋一 (1958年5月30日生)
KUWAYAMA Yoichi

所有する当社の株式数

36,200株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	当社入社	2012年6月	当社取締役常務執行役員
2007年4月	当社理事	2014年4月	当社取締役専務執行役員
2008年4月	当社執行役員	2014年4月	当社セラミック事業本部長
2011年4月	当社DPF事業本部長	2016年3月	当社監査全般担当
2012年4月	当社常務執行役員	2016年6月	当社常勤監査役(現任)

候補者とした理由

当社事業における豊富な経験と知識を有しており、監査等委員として経営全般の監視と有効な助言を期待して、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。



新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

候補者番号

3

かとう ふみお

加藤 文夫
KATO Fumio

(1944年1月20日生)

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年7月 名古屋国税局 調査部 次長
 2001年7月 昭和税務署長
 2002年8月 税理士登録 加藤文夫税理士事務所開設・代表(現任)
 2004年7月 セイノーホールディングス株式会社 社外監査役 (現任)
 2014年11月 株式会社ヒマラヤ 社外監査役
 2015年11月 同社社外取締役 (監査等委員) (現任)

重要な兼職の状況

加藤文夫税理士事務所 代表
 セイノーホールディングス株式会社 社外監査役
 株式会社ヒマラヤ 社外取締役 (監査等委員)

候補者とした理由

税理士として培われた豊富な知識・経験等に基づき、監査等委員として経営全般の監視と有効な助言を期待して、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者としての適格性について

加藤文夫氏は企業経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。



新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

候補者番号

4

ほりえ まさき

堀江 正樹
HORIE Masaki

(1949年11月25日生)

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年4月 プライスウォーターハウス会計事務所入所
 1980年11月 監査法人伊東会計事務所入所
 1997年7月 同会計事務所代表社員
 2001年1月 中央青山監査法人代表社員
 2006年9月 あらた監査法人代表社員
 2010年7月 公認会計士 堀江正樹会計事務所開設・所長（現任）
 2011年6月 株式会社東海理化電機製作所 社外監査役
 2015年6月 フタバ産業株式会社 社外監査役
 2016年6月 同社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

公認会計士 堀江正樹会計事務所 所長
 フタバ産業株式会社 社外取締役
 日本公認会計士協会東海会 顧問

候補者とした理由

公認会計士として培われた豊富な知識・経験等に基づき、監査等委員として経営全般の監視と有効な助言を期待して、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者としての適格性について

堀江正樹氏は企業経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。



新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

候補者番号

5

かわい のぶこ

川合 伸子 (1961年12月5日生)

KAWAI Nobuko

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
1995年 1月 名古屋（現愛知県）弁護士会へ登録替え
1998年 4月 川合伸子法律事務所開設・代表（現任）
2004年 1月 名古屋簡易裁判所民事調停官（非常勤裁判官）
2009年 4月 愛知県弁護士会副会長
2012年 4月 名古屋大学法科大学院教授（実務家教員）

重要な兼職の状況

川合伸子法律事務所 代表
富士機械製造株式会社 社外取締役
愛知県公害審査会委員
春日井市公平委員会委員長

候補者とした理由

弁護士として培われた豊富な知識、経験に加えて、多様性の観点に基づき、監査等委員として経営全般の監視と有効な助言を期待して、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者としての適格性について

川合伸子氏は企業経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。

(注)

- 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 監査等委員である社外取締役との責任限定契約について
本議案が承認可決され、加藤文夫氏、堀江正樹氏及び川合伸子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は各氏との間で、次の契約内容の責任限定契約を締結する予定であります。
①社外取締役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金2,000万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する、としております。
②上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに限る、としております。
- 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づき、加藤文夫氏及び堀江正樹氏を独立役員として、また、川合伸子氏を独立役員候補者として、両取引所に届け出ております。
- 会社法施行規則第74条の3に定める、監査等委員である取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記のほかの特記すべき事項はありません。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、社外の監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

なお、小森正悟氏の選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。



補欠社外取締役候補者

こもり しょうご

小森 正悟 (1979年10月23日生)

KOMORI Shogo

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2003年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会) アンダーソン・毛利法律事務所入所
 2004年10月 岐阜県弁護士会へ登録替え 毛利法律事務所入所
 2012年3月 小森正悟法律事務所開設・代表(現任)
 2012年4月 岐阜県弁護士会副会長

重要な兼職の状況

小森正悟法律事務所 代表

候補者とした理由

弁護士としての専門知識、経験等に基づき、監査等委員として経営全般の監視と有効な助言を期待して、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者としての適格性について

小森正悟氏は企業経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

(注)

- 小森正悟氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 小森正悟氏の選任が承認されかつ同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、次の契約内容の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 社外取締役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金2,000万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する、としております。
 - 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに限る、としております。
- 小森正悟氏は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は同氏を独立役員として、両取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬限度額につきましては、2007年6月22日開催の第154回定時株主総会において月額45百万円以内(うち社外取締役分3百万円以内、その他の取締役分42百万円以内、なおストックオプションによる報酬は別枠とし、使用人兼務取締役の使用人としての報酬は含まれておりません。)とご決議いただき、今日に至っております。また、上記の確定金額報酬とは別に、2011年6月22日開催の第158回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対して、賞与総額として、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の0.5%と当期事業年度の年間配当金総額の1.6%との合計額(ただし年額5億円を上限とし、計算の結果生じる百万円未満の数字については、これを切り捨てる。)を支給することを決議いただいております。

今般、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額に代えて、監査等委員でない取締役の報酬額を、月額30百万円(うち社外取締役分5百万円以内、その他の取締役分25百万円以内)以内とさせていただきますと存じます。なお、監査等委員でない取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。併せて、2018年3月31日に終了する事業年度より、監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役に対する賞与総額を、確定金額報酬とは別に、「各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の0.5%と当期事業年度の年間配当金総額の1.6%との合計額(ただし年間4.4億円を上限とし、計算の結果生じる百万円未満の数字については、これを切り捨てる。)」に変更いたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は11名(うち社外取締役2名)ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は7名(うち社外取締役3名)となります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、月額13百万円以内とさせていただきますと存じます。

第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名(うち社外取締役3名)となります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下も同様です。）の報酬は、現在、「月額報酬」及び「賞与」により構成されておりますが、本議案は、新たに取締役に対する株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任いただきたいと思います。

本制度は、当社の株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度における取締役の報酬の額及び内容につきましては、第5号議案「監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件」における月次報酬の総額（30百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、新たな株式報酬を、2018年3月末で終了する事業年度から2020年3月末で終了する事業年度までの3年間（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものです。なお、本株主総会でご承認いただくことを条件に、当社執行役員及び理事へも同様の株式報酬制度を導入する予定です。

なお、第2号議案「監査等委員でない取締役7名選任の件」が原案どおり可決されますと、本株主総会終結の時点において、本制度の対象となる取締役の員数は4名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役にに対して交付されるという、株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。その他、本制度の骨子につきましては、34頁に記載の【ご参考】をご参照ください。

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は3年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金2.7億円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を一括して取得します（自己株式処分による取得又は取引所市場（立会外取引市場を含みます。）から取得する方法によります。）。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、前記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を3年以内の期間を定めて都度延長（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下も同様です。）し本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、その延長する信託期間の年数に金90百万円を乗じた金額を上限として本信託に金銭を追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記(3)①のポイント付与及び後記(4)の当社株式の交付を継続します。

但し、前記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に給付される当社株式数の算定方法と上限

① 取締役に対するポイントの付与方法及びその上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の当社が定める所定の日に、役位等に応じたポイントを付与します。但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり100,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、前記①で付与を受けたポイントの数に応じて、後記(4)の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

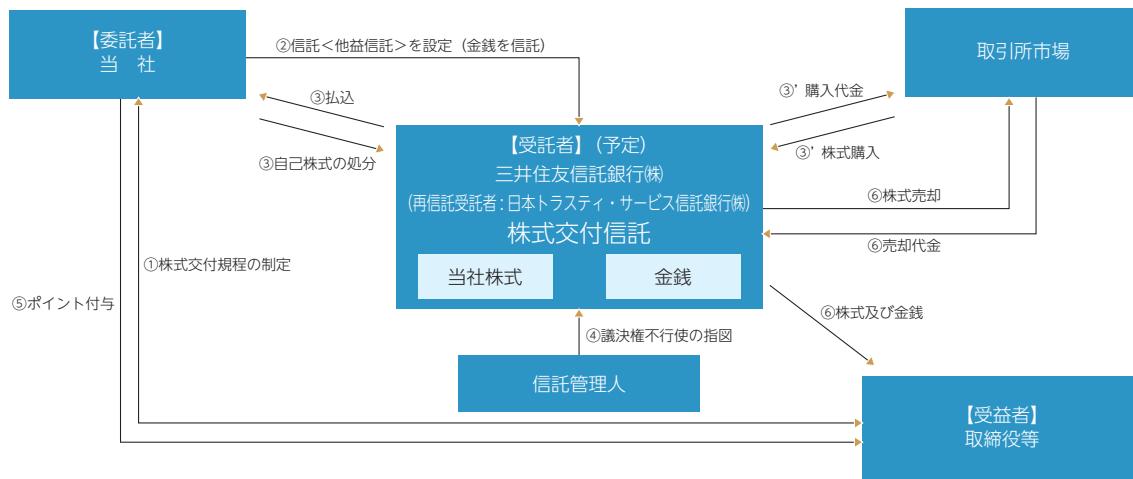
(4) 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する前記(3)の当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。但し、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

【ご参考】

(2017年4月27日付「当社取締役及び執行役員並びに理事に対する新たな株式報酬制度の導入に関するお知らせ」抜粋)

本制度の仕組み



- ① 当社は取締役等を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は取締役等を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（かかる信託を、以下、「本信託」といいます。）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式処分による取得又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社から独立している者とします。）を定めます。
本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役等に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役等は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付することがあります。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

第8号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって、任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づき付議しております。

また、監査役会が有限責任 あずさ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての品質管理体制、独立性及び専門性の有無、当社がグローバルに展開する事業分野への理解度等を総合的に勘案し、検討した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在地及び沿革等は、次のとおりであります。

名 称	有限責任 あずさ監査法人		
事務所	主たる事務所	東京都新宿区津久戸町1番2号	
	従たる事務所	札幌、仙台、北陸、北関東、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡	
沿 革	1985年 7月	監査法人朝日新和会計社設立	
	1993年 10月	井上斎藤英和監査法人と合併し、名称を朝日監査法人とする。	
	2004年 1月	あずさ監査法人と合併し、名称をあずさ監査法人とする。	
	2010年 7月	有限責任監査法人へ移行し、名称を有限責任 あずさ監査法人とする。	
概 要	出資金	30億円	
	構成人員	公認会計士	3,168名 (うち代表社員31名・社員522名)
		会計士補	11名
		公認会計士試験合格者等	1,115名
		専門員	896名 (特定社員35名、うち代表社員1名)
		その他職員	639名
		合計	5,829名
	監査証明業務	3,470社	

(2017年3月31日現在)

以 上

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 当社グループの企業理念

企業理念

『私たちは、人と地球環境を大切にし、
革新的な技術で、豊かな社会の発展に貢献します』

当社グループの企業理念体系 ～イビデンウェイ～

当社グループの長い歴史における、「幾多の困難を全員で乗り越え、イビデンを存続させてきた力」と「近年の飛躍的な成長を実現させた英知と活力」。これらを、世代や国籍を超えて受け継がれるように体系化したものが「イビデンウェイ」です。



共有すべき行動精神

- 誠実** 私たちは、現地現物を行動の基本におき、顧客や社会からの信頼に応えます。
- 和** 私たちは、全員参加のもと、多様な英知を結集し、より大きな力を生み出します。
- 積極性** 私たちは、時代の変化を予見し、新たな価値の創造に果敢に挑戦します。
- イビデンの進化** 私たちは、創意と工夫を重ね、高き目標をやりきることで成長します。

(ご参考)

イビテクノ ～技術の歩みと展望～

「イビテクノ」とは

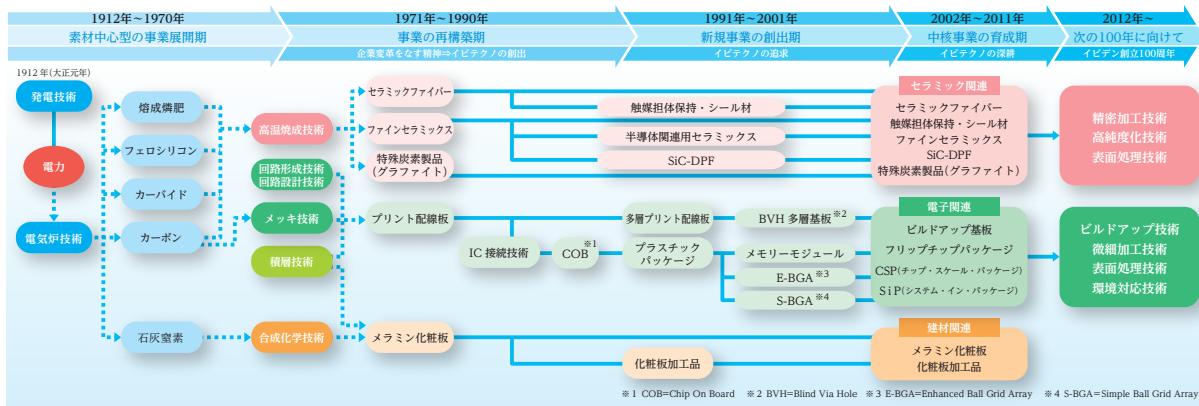
これまでに培ってきた技術の蓄積をもとに、さらにイビデン独自のまったく新しい技術を確立し、高付加価値化を進めていく。その精神を、イビデンでは「イビテクノ」と呼んでいます。イビデンは、100年にわたる歴史の中で、独自技術を複合・融合させながら、電気化学、住宅用建材、セラミック、電子関連の分野へと進出。技術開発型企業として、つねに最先端技術を市場に提供しながら発展を遂げてきました。イビデンの歴史は技術開発への挑戦の歴史でもあります。

技術の歩みと未来への展望

現在の主力事業は、電子事業とセラミック事業。電子事業ではパッケージ基板(PKG・CSP)やプリント配線板(PWB)、セラミック事業ではディーゼル・パーティキュレートフィルタ(DPF)や特殊炭素製品(FGM)など、全ての分野で世界トップクラスの企業と協業しながら、技術革新のイニシアティブを取っています。

「イビテクノ」を軸に、今後も強力な牽引力を発揮し、さらに市場を拡大・創出していきます。

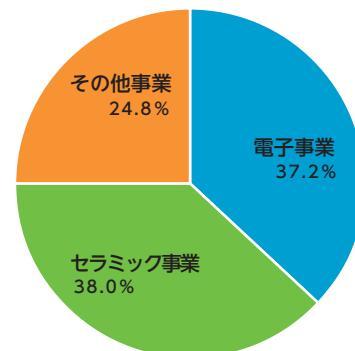
技術の変遷



(2) 主要な事業内容 (2017年3月31日現在)

事業区分	主要な製品及び事業
■ 電子事業	パッケージ基板、プリント配線板
■ セラミック事業	環境関連セラミック製品、特殊炭素製品、 ファインセラミックス製品、 高温断熱ウール
■ その他事業	住宅設備機器、メラミン化粧板、 化粧板関連加工部材、 法面工事・造園工事等の土木工事の設計・施工、 各種設備の設計・施工、合成樹脂加工業、 農畜水産物加工業、石油製品販売業、 情報サービス等の各種サービス業

● 事業別売上割合



(3) 主要な営業所及び工場 (2017年3月31日現在)

① 当社

営業所	本店 (岐阜県大垣市神田町二丁目1番地) 東京支店 (東京都千代田区丸の内2丁目4番1号 丸の内ビルディング29階)
事業場	大垣事業場、大垣中央事業場、青柳事業場、河間事業場 (以上、岐阜県大垣市) 大垣北事業場 (岐阜県揖斐郡揖斐川町) 神戸事業場 (岐阜県安八郡神戸町) 衣浦事業場 (愛知県高浜市)
発電所	東横山発電所、広瀬発電所、川上発電所 (以上、岐阜県揖斐郡揖斐川町)

② 重要な子会社

<国内>

イビデングリーンテック株式会社、イビデンケミカル株式会社、イビケン株式会社、イビデングラフィート株式会社、イビデン産業株式会社、タック株式会社、イビデンエンジニアリング株式会社、株式会社イビデンキャリア・テクノ (以上、岐阜県大垣市)、イビデン樹脂株式会社 (岐阜県揖斐郡池田町)、イビデン物産株式会社 (岐阜県本巣市)

<海外>

北米地域

イビデンU.S.A.株式会社（米国 カリフォルニア州）、マイクロメック株式会社（米国 マサチューセッツ州）、イビデンメキシコ株式会社（メキシコ サンルイスポトシ州）

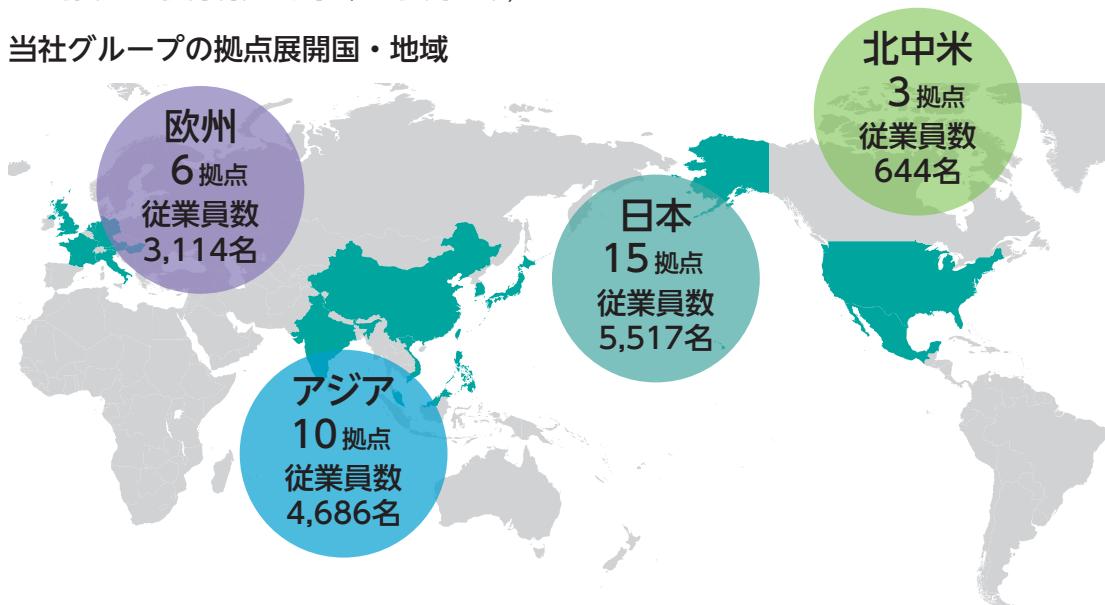
欧州地域

イビデンヨーロッパ株式会社（オランダ ホーフドロープ）、イビデンハンガリー株式会社（ハンガリー ドゥナヴァルシャーニュ市）、イビデンDPFフランス株式会社（フランス コータネー市）、イビデンポルツェランファブリックフラウエンタール株式会社（オーストリア フラウエンタール市）

アジア地域

イビデンアジアホールディングス株式会社（シンガポール）、イビデンエレクトロニクスマレーシア株式会社（マレーシア ペナン州）、揖斐電電子(北京)有限公司（中国 北京市）、イビデングラファイト코리아株式会社（韓国 ポハン市）、イビデンフィリピン株式会社（フィリピン バタンガス州）、揖斐電電子(上海)有限公司（中国 上海市）、イビデンシンガポール株式会社（シンガポール）、イビデン코리아株式会社（韓国 ソウル市）、台湾揖斐電股份有限公司（台湾 高雄市）

当社グループの拠点展開国・地域



(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第159期 2011年度	第160期 2012年度	第161期 2013年度	第162期 2014年度	第163期 2015年度	第164期 (当連結会計年度) 2016年度
売上高 (百万円)	300,863	285,946	310,268	318,072	314,119	266,459
営業利益 (百万円)	15,515	5,419	23,442	26,039	22,570	7,141
営業利益率 (%)	5.16	1.90	7.56	8.19	7.19	2.68
経常利益 (百万円)	16,256	10,890	28,401	31,314	20,798	2,301
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	10,647	2,232	17,479	19,107	7,530	△62,848
総資産額 (百万円)	425,871	430,040	462,113	519,847	476,110	405,783
総資産利益率 [ROA] (%)	2.59	0.52	3.92	3.89	1.51	△14.25
純資産額 (百万円)	274,901	286,705	322,562	360,091	331,520	260,940
自己資本比率 (%)	63.35	65.61	68.91	68.50	68.75	63.21
自己資本利益率 [ROE] (%)	3.97	0.81	5.82	5.67	2.20	△21.53
有利子負債残高 (百万円)	63,737	63,925	61,574	75,855	70,128	70,062
フリーキャッシュフロー (百万円)	△21,920	△13,224	11,729	6,659	20,060	2,532
設備投資額 (百万円)	47,313	43,262	37,731	56,350	40,955	20,997
減価償却費 (百万円)	42,387	42,697	35,702	39,428	44,056	33,147
研究開発費 (百万円)	16,123	15,125	15,031	15,512	15,203	14,111
1株当たり純資産額 (円)	1,885.53	2,043.29	2,305.93	2,578.85	2,459.63	1,927.53
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	74.41	15.97	126.58	138.37	55.29	△472.26
1株当たり配当金 (円)	30	30	30	35	35	35
配当性向 (%)	40.32	187.81	23.70	25.29	63.30	-
従業員数 (人)	11,374	11,879	14,122	14,306	14,290	13,961

(注)

- 1株当たりの純資産額は、年度末の発行済株式総数により算出しております。
- 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
なお、期中平均発行済株式総数については自己株式数を控除した株式数を用いております。

(5) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、堅調な米国及び欧州経済に支えられ、全体としては緩やかに成長しましたが、中国、新興国経済の先行きの不透明感や、米国及び欧州の政策の不確実性への懸念が高まりました。国内経済は、企業収益に改善の動きが見られ、また、個人消費や輸出にも持ち直しの動きが見られるなど、総じて緩やかな回復基調をたどりしました。

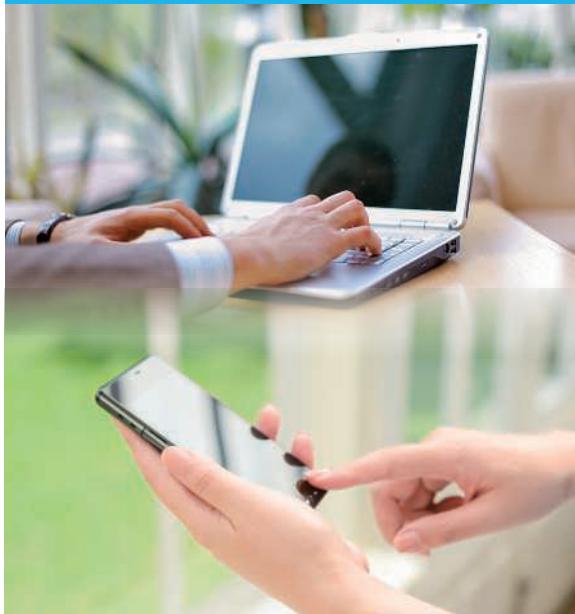
半導体・電子部品業界のスマートフォン市場は、全体としては緩やかに成長しましたが、ハイエンド製品市場の成長が鈍化傾向にあります。また、パソコン・タブレット市場は、前年対比でマイナス成長が続いており、当社の電子事業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いておりますが、その一方でIoT・車載・データセンター等、新たな成長分野に向けた開発や新製品の提案が活発に行われております。

自動車業界の排気系部品市場は、欧州及び中国の自動車市場の緩やかな成長による世界的に底堅い自動車販売が継続したことにより、堅調に推移しました。

このような情勢のもと、当社グループは当連結会計年度において、電子事業における受注環境の変化を受け、一旦、資産の価値を現状の受注に合わせるため、固定資産の減損を主とした事業構造改革を実施いたしました。同時に、電子事業の収益回復に向け、新たな成長分野における受注拡大に積極的に取り組んでおります。併せて、当社グループは中期経営計画において、事業環境の変化に対応し、次の100年に向けて、永続的に事業を継続し成長させるための、人財育成に主眼を置いた企業体質づくりに取り組んでおります。また、「電子事業」以外に、「セラミック事業」及び国内関連会社事業と電力事業で構成される「その他事業」を合わせた、3つのセグメントによる安定的な収益構造の実現を目指し、各事業の競争力強化の活動に取り組んでおります。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は2,664億59百万円と前連結会計年度に比べ、476億59百万円(15.2%)減少しました。営業利益は71億41百万円と前連結会計年度に比べ154億28百万円(68.4%)減少しました。経常利益は23億1百万円と前連結会計年度に比べ184億97百万円(88.9%)減少しました。親会社株主に帰属する当期純損失に関しましては628億48百万円(前連結会計年度は75億30百万円の親会社株主に帰属する当期純利益)となりました。

電子事業

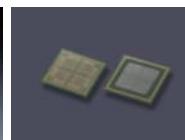


主な製品用途

- パッケージ基板
(パソコン・サーバー向け、携帯端末向け、情報家電向け)
- プリント配線板
(携帯電子機器向け)



パソコン用
パッケージ基板 (PKG)



スマートフォン・タブレット用
パッケージ基板 (CSP)



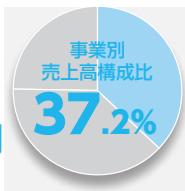
スマートフォン・タブレット用
マザーボード・プリント配線板
(PWB)

売上高

992億24百万円
(前年同期比32.9%減)

営業利益

△36億49百万円



パソコン・タブレット市場の低迷継続及びスマートフォン市場の成長鈍化に伴う企業間競争の激化により受注が低迷したことに加え、一部のハイエンド製品において新たにファンアウトウエハーレベルパッケージ(FO-WLP)が採用されたことにより、電子事業の売上高は992億24百万円となり、前連結会計年度に比べ32.9%減少しました。同事業の営業損失は36億49百万円(前連結会計年度は114億71百万円の営業利益)となりました。収益回復に向け、今後の成長が見込まれる分野に対して、これまでパソコンやスマートフォン・タブレット市場で培ってきた薄型高密度化技術・品質・開発力をもって、積極的に新規顧客の開拓及び新製品開発に着手しております。

セラミック事業



主な製品用途

- ディーゼル・パティキュレート・フィルター (DPF)
- 触媒担体保持・シール材 (AFP)
- NOx 浄化用触媒担体 (SCR)
- 特殊炭素製品 (FGM)
(半導体製造装置向け、新エネルギー関連向け)
- 高温断熱ウール
- ファインセラミックス製品



ディーゼル・パティキュレート・フィルター (DPF)



触媒担体保持・シール材 (AFP)



特殊炭素製品 (FGM)
(シリコン製造装置用部材)

ディーゼル・パティキュレート・フィルター (DPF) 及び触媒担体保持・シール材 (AFP) は、自動車市場が堅調に推移したことにより受注数量は増加しましたが、商品構成の変化及び販売価格の下落により、両事業合計の売上高は、前年度に比べ減少しました。

NOx 浄化用触媒担体 (SCR) は、エネルギー関連向けの定置式用途製品が堅調に推移したものの、円高及びその他用途向け製品の販売が低調に推移したことにより、前年度に比べて売上高は減少しました。

特殊炭素製品 (FGM) は、厳しい市場環境のなか、拡販に努めたことにより、前年度並みの売上高を確保しました。

以上により、セラミック事業の売上高は1,013億22百万円となり、前連結会計年度に比べ3.3%減少しました。同事業の営業利益は、主力であるDPFの商品構成の変化及び販売価格の下落等により、43億21百万円となり、前連結会計年度に比べ26.9%減少しました。

売上高 **1,013億22百万円**
(前年同期比3.3%減)

事業別
売上高構成比

38.1%

営業利益 **43億21百万円**



■ その他事業



主な事業内容

- メラミン化粧板・住宅設備機器
- 法面工事部門 ■ 造園工事部門
- 合成樹脂加工部門
- 石油製品販売部門



化粧板関連販売部門は、住宅向けキッチン加工扉の市場回復力が乏しかったものの、トイレブース向けメラミン化粧板及び不燃化粧板の拡販に努め、売上高は前年度並みとなりました。

住宅設備機器販売部門は、コンポーネント住宅の上棟数が増加したものの、賃貸住宅関係の販売減少により、前年度に比べ売上高は減少しました。

法面工事部門は、工事の小型化に伴う期内完工物件の増加により、前年度に比べ売上高は増加しました。

造園工事部門は、前年度からの繰越工事が減少したものの、メンテナンス事業が堅調に推移したことにより、前年度と比べ売上高は増加しました。

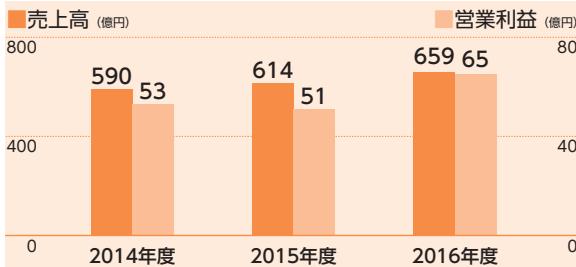
石油製品販売部門は、販売価格は下落しましたが、販売数量の増加により、前年度に比べ売上高は増加しました。

合成樹脂加工部門は、熊本地震による自動車市場への影響があったものの一部新車種向けが好調に推移したことにより、前年度に比べ売上高は増加しました。

以上により、その他事業の売上高は659億11百万円となり、前連結会計年度に比べ7.2%増加しました。同事業の営業利益は、東横山水力発電所の改修工事完了に伴う電力事業の増益もあったことにより65億37百万円となり、前連結会計年度に比べ26.8%増加しました。

売上高 659億11百万円
(前年同期比7.2%増)

営業利益 65億37百万円

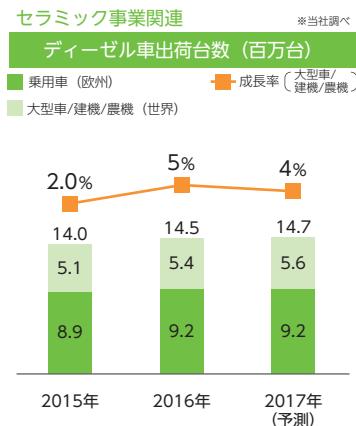
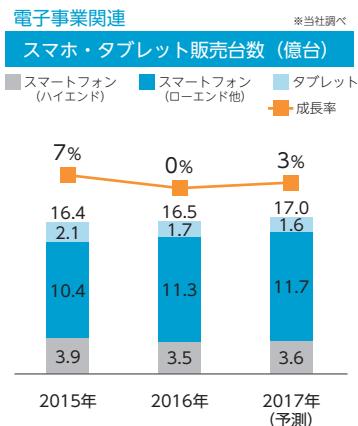
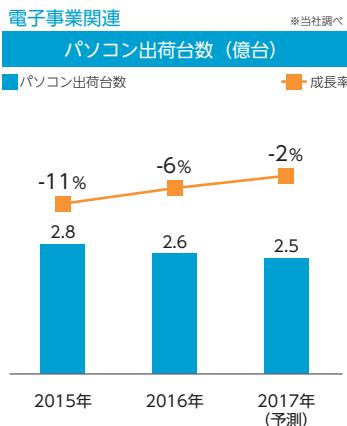


(6) 対処すべき課題

今後の世界経済の見通しにつきましては、中国、新興国経済の先行きの不透明感や、米国及び欧州の政策の不確実性への懸念が高まるなど、先行きを予測することはますます難しくなっております。また、外国為替市場も、経済動向に加えて地政学リスクの影響により不安定に推移するものと思われます。当社グループにおきましては、グローバルな最適生産体制を構築し、リスクを最小限に留めてまいります。

今年度の当社電子事業の市場におきましては、パソコン市場の減速や、ハイエンドスマートフォン市場の成長鈍化等による企業間競争に加え、ファンアウトウエハーレベルパッケージ(FO-WLP)の上市による影響が継続することにより、厳しい環境が見込まれますが、従来から当社が強みを持つ最先端分野におけるシェア拡大に加え、新規顧客の開拓やIoT、車載、データセンターといった新分野への拡大に継続して取り組むことで、収益を回復させてまいります。

セラミック事業におきましては、欧州をはじめとする世界的な排ガス規制強化の流れを受け、顧客の製品需要も規制強化に対応した高機能な次世代仕様製品の割合が増加しつつあります。こうした事業環境・製品需要の変化を受け、グローバルな最適生産体制に加えて、DPF・AFP・SCRの3事業のシナジーによる顧客への提案力強化を進めることで、排気系分野における事業競争力を強化してまいります。



その他事業におきましては、国内グループ会社の特色を持った製品による事業拡大と、電力事業により、当社グループの安定的な収益源としての位置づけを確かなものにしてまいります。

また、中長期での安定成長に向け、既存の「電子事業」「セラミック事業」及び「その他事業」に続く新たな事業の柱の構築のため、新製品の開発加速と早期上市に向け、2017年度より新たに「自動車機能製品開発センター」「将来モビリティ製品開発センター」「先進セラミック開発センター」及び「バイオマテリアル開発センター」を発足させるとともに、研究開発費用を増額する計画です。なお、当社におきましては、2017年4月27日付で、前述の「自動車機能製品開発センター」及び「将来モビリティ製品開発センター」につきまして、自動車部品業界における深い知見と実績を有する株式会社デンソーと、資本業務提携契約を締結しまして、同社との共同研究開発により、開発製品の早期上市及び拡販を可能にする体制を整えました。

このように、今年度の当社グループを取り巻く事業環境は、依然として厳しくかつ不透明ではありますが、既存事業の競争力強化と新製品の上市に向けた取組みを確実に進め、事業の持続的な成長を実現してまいります。

当社グループでは連結中期経営計画「Challenge IBI-TECHNO 105 Plan」において、事業環境の変化に対応し、次の100年に向けて、永続的に事業を継続し成長させるための企業体質づくりと競争力強化に重点を置いて取り組んでおります。

具体的には、「現地・現物・自掛」を基本に「5S活動」「自工程完結活動」「クロスセクション・チームワーク活動」を通じて、「安全第一」「品質第一」を実現し、同時に人財を育成することで真の競争力強化を進めてまいります。

また、当社グループでは、CSR（企業の社会的責任）の実践を経営の大きな柱として位置づけております。法令、国際規範の遵守はもとより、全てのステークホルダーから信頼・評価される透明性の高い企業経営を進めてまいります。

当社グループといたしましては、これらの経営諸課題に着実に対処することで、収益基盤を一層強固なものとし、厳しい企業間競争を勝ち抜いていく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご愛顧ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考)

イビデングループのCSR経営

当社グループのCSRは、「人と地球環境を大切にし、革新的な技術で、豊かな社会の発展に貢献する」という企業理念に基づいています。事業を通じて、社会と信頼関係を構築できるように、経営の信頼性と透明性を高める活動に取り組み、当社グループが永続的に存在し、社会の発展に貢献することをめざしています。

イビデングループ行動憲章

第1条 法令および倫理の遵守

各国、各地域の法令および倫理を遵守し、あらゆる形態の腐敗防止に取り組み、オープンで公正な企業活動を通じて国際社会から信頼される会社をめざします。また、個人情報・顧客情報をはじめとする各種情報の保護・管理を徹底します。

第2条 ステークホルダーとともに発展する会社

ステークホルダーとともに発展していく会社として、経営の透明性を高め、コミュニケーションを通じた信頼関係を構築します。また、良き企業市民として、地域に根ざした社会貢献活動に積極的に取り組みます。

第3条 お客さまへの感動の提供

お客さまに感動を提供するため、社会の将来にわたる要求・動向を正しく理解し、イビテクノを進化させることで、お客さまの満足が最大になる安心・安全な商品の創造やサービスを行います。

第4条 グローバル化に対応した経営

グローバル化に対応した連結経営を推進するとともに、企業活動を行ううえで、人権を含む各種の国際規範はもとより、各国、各地域の文化・慣習を尊重します。

第5条 地球環境との共存

すべての事業活動で地球環境との共存をめざし、環境と経営を両立する技術の開発と普及に努めるとともに、省エネ・省資源活動を積極的に進め、環境に優しい商品・サービスを提供します。

第6条 魅力的で活力にあふれる会社

魅力的で活力にあふれる会社をめざして、公平公正な評価が行われる人事制度と安全で働きやすい環境を柱に、多様性を尊重しあい、一人ひとりの能力が最大限に発揮できる、社員にとって働きがいのある企業風土をつくります。

当社グループのCSR経営の視点は、企業理念、グループ行動憲章に基づいて、中期経営計画の中で、内部統制、人材経営、環境経営、社会貢献の4つの領域で展開しています。4つの視点から、ステークホルダーの皆様に対して、幅広い領域で活動を展開し、信頼関係を構築していきます。

<CSR経営の概念図>



内部統制

「コンプライアンスおよびリスクマネジメント推進活動」を積極的に展開することで内部統制機能を強化し、取締役会による経営監視機能と監査役の監査機能を充実・強化させることにより、株主や社会からの信頼に応える透明な企業統治体制を構築します。

(当社グループにおけるガバナンス体制の内容につきましては当社CSRサイトに記載しております)



イビデン社員行動基準

人材経営

“人と地球環境を大切にする”という企業理念のもと、社員一人ひとりの創造性と個性を尊重し、多様な人材が知恵・能力をフルに発揮できる企業風土を大切にしています。



研修風景

環境経営

「イビデンウェイ」に基づき、全員参加による環境負荷低減活動により、事業活動において発生する地球環境への影響を緩和し、次の世代へと受け継がれていく企業としての役割を果たし、地球環境との共存をめざします。

クリーンエネルギーへの取組み

創業以来、水力発電を行い、現在も揖斐川上流に3つの水力発電所を有し、発電を行っております。この発電電力は地域の電力需要者へ提供しています。

(2016年度の水力発電量 **151,452**MWh ※一般家庭約42,000世帯分の年間消費電力量に相当)



東横山発電所

社会貢献

各国や各地域の文化、風土に合わせたグローバルな企業市民活動を通じて、国際社会から信頼される企業をめざします。

イビデンの森

2008年度より当社水力発電事業ゆかりの地、東横山を中心拠点とした森林づくり活動を行っています。

(「イビデンの森」の森林面積 **41.31** ha ※サッカー場約58面に相当)



植樹活動の様子

詳細なCSR報告は下記の当社CSRサイトをご覧ください。

GRI (Global Reporting Initiative) 「サステナビリティレポートガイドライン (第4版)」に準拠したCSRレポートを公開しています (毎年8月頃発行)。

イビデングループCSRサイト <http://www.ibiden.co.jp/csr/index.html>

招集ご通知

議決権行使のポイント

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

(7) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等は総額209億97百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

当 社 拠 点 名	主 な 内 容
(電子事業) ・大垣事業場	次世代パッケージ基板生産設備の新設
子 会 社 拠 点 名	主 な 内 容
(電子事業) ・揖斐電電子（北京）有限公司	次世代プリント配線板生産設備の新設
(セラミック事業) ・イビデンメキシコ株式会社	D P F 生産設備の新設

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充及び更新

当 社 拠 点 名	主 な 内 容
(電子事業) ・大垣事業場	次世代パッケージ基板生産設備の新設
子 会 社 拠 点 名	主 な 内 容
(電子事業) ・イビデンエレクトロニクス マレーシア株式会社	次世代プリント配線板生産設備の新設
(セラミック事業) ・イビデンハンガリー株式会社	D P F 生産設備の新設及び次世代D P F 生産設備の拡充 A F P 生産設備の新設

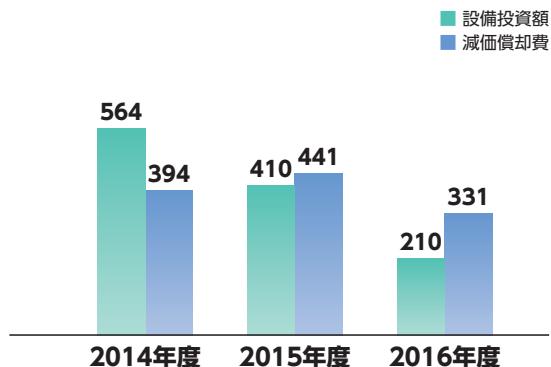
- ③ 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
経常的な設備の更新のための除却・売却を除き、生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産
の売却、撤去又は滅失はありません。

(ご参考) 設備投資額と減価償却費の推移 (億円)

209億97百万円

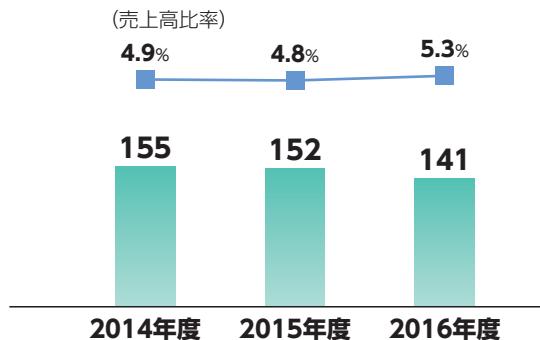
当期における主な設備投資は以下のとおりです。

- 電子関連
 - 国内 40 億円
 - 海外 82 億円
- セラミック関連
 - 国内 8 億円
 - 海外 50 億円



(ご参考) 研究開発費の推移 (億円)

141億11百万円



(8) 資金調達の状況

当社グループは、設備投資に必要な資金及びその他の所要資金には手元資金を充当することを基本的な方針とし、グループ内ファイナンスの活用による効率的な資金運用を行っております。また、資金運用の柔軟性を保つため、必要な都度、借入等による資金調達を行うこととしております。

当社は、2016年8月に第8回無担保社債150億円を発行いたしました。

(9) 主要な借入先 (2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	10,000
三井住友信託銀行株式会社	6,000
株式会社大垣共立銀行	5,024
株式会社十六銀行	5,009

(10) 重要な企業再編等の状況

2016年4月1日を効力発生日として、イビケン株式会社を吸収合併存続会社、イビデン建築株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施しております。

(11) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	議決権比率 %	主要な事業内容
イビデングリーンテック株式会社	300	100	特殊工事の設計・施工
イビデンケミカル株式会社	137	70	化学製品の製造・販売
イビケン株式会社	96	100	物品販売
イビデングラフィック株式会社	80	100	炭素製品加工
イビデン産業株式会社	77	78	物品販売
タック株式会社	60	100	情報サービス
イビデン樹脂株式会社	60	60	合成樹脂加工
イビデン物産株式会社	30	100	農畜水産物加工
イビデンエンジニアリング株式会社	30	100	設備の設計・施工
株式会社イビデンキャリア・テクノ	30	90 (60)	人材派遣

会社名	資本金	議決権比率 %	主要な事業内容
イビデン U.S.A. 株式会社	千米ドル 118,355	100	米国内投資・金融・物品販売
マイクロメック株式会社	千米ドル 2,700	89 (89)	炭素製品加工
イビデンメキシコ株式会社	千メキシコペソ 1,183,711	100 (100)	セラミック製品製造
イビデンヨーロッパ株式会社	千ユーロ 35,800	100	欧州域内投資・金融・物品販売
イビデンハンガリー株式会社	千ハンガリーフォリント 9,250,000	100 (99)	セラミック製品製造
イビデンDPFフランス株式会社	千ユーロ 25,000	100 (100)	セラミック製品製造
イビデンポルツェランファブリックフラウエンタール株式会社	千ユーロ 181	100 (100)	セラミック製品製造
イビデンアジアホールディングス株式会社	千シンガポールドル 1,000	100	アジア域内投資・金融
イビデンエレクトロニクスマレーシア株式会社	千リンギット 3,479,844	100 (100)	電子機器製造
揖斐電電子(北京)有限公司	千米ドル 94,900	100	電子機器製造
イビデングラファイト코리아株式会社	千ウォン 144,800,000	100 (100)	炭素製品製造
イビデンフィリピン株式会社	千フィリピンペソ 2,520,000	100	電子機器製造
揖斐電電子(上海)有限公司	千米ドル 1,720	100	物品販売
イビデンシンガポール株式会社	千シンガポールドル 300	100 (100)	物品販売
イビデン코리아株式会社	千ウォン 420,000	100 (100)	物品販売
台湾揖斐電股份有限公司	千ニュータイワンドル 7,500	100 (100)	物品販売

(注) 1. 上記の重要な子会社を含め、連結対象子会社は33社であります。
 2. 議決権比率欄の () 内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況
 該当事項はありません。

(12) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(13) 従業員の状況 (2017年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
13,961 名	329 (減) 名

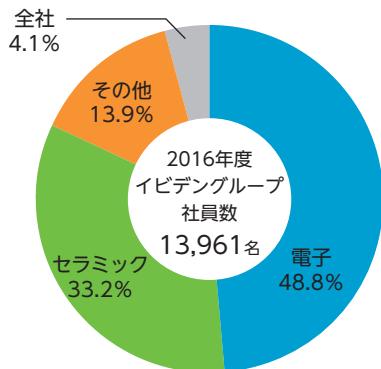
(注) 従業員数には臨時従業員 (期中平均2,302名) は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

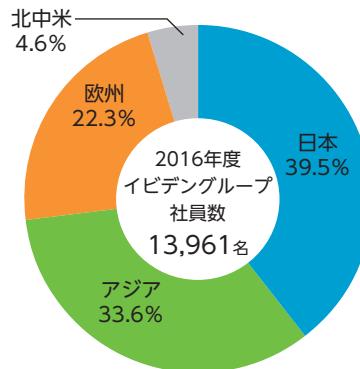
従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,544 名	70 (減) 名	39.2 歳	16.3 年

(注) 従業員数には出向者276名は含んでおりません。

事業別社員数の割合 (当社グループ)



地域別社員数の割合 (当社グループ)



●地域別社員数はグループ会社拠点の所在地域を元に算出しています。

健康経営優良法人2017認定取得

当社は、このたび社員の健康管理を経営的な視点で捉え実践している企業として経済産業省及び日本健康会議から「健康経営優良法人 2017」として認定を受けました。

当社では2013年度から2017年度の5ヶ年計画で「Next Health105プラン」を推進し、社員の健康増進に取り組んでいます。



2017
健康経営優良法人
Health and productivity
ホワイト500

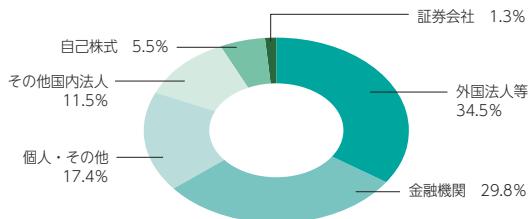
2 会社の株式に関する事項 (2017年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 230,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 140,860,557株
 (自己株式 7,780,695株を含む)
 (3) 単元株式数 100株
 (4) 株主数 27,770名
 (前事業年度末比 4,621名減)
 (5) 大株主の状況 (上位10名)

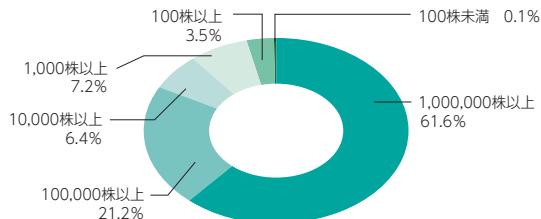
株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
	千株	%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	9,137	6.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	6,531	4.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,296	4.73
株式会社豊田自動織機	6,221	4.68
ノーザン トラスト カンパニー ユーエス タックス エグゼンプテド ペンション ファンズ	5,593	4.20
株式会社十六銀行	4,130	3.10
株式会社大垣共立銀行	4,120	3.10
イビデン協力会社持株会	3,558	2.67
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) アカウント ノン トリーティー	3,262	2.45
イビデン社員持株会	2,804	2.11

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式7,780,695株を除いて算出しております。

●所有者別株式分布状況



●株数別株式分布状況



3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項（2017年3月31日現在）

(1) 取締役会の役割・責務

当社においては、取締役会規則を制定し、法令及び定款に準拠して、取締役会自身として何を判断・決定するのか、付議基準を定めて明確化しております。また、その他の意思決定・業務執行については、組織・職制・業務分掌管理規程及び権限規程を制定し、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

(2) 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

取締役会による的確かつ迅速な意思決定が可能な員数及び取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、適材適所の観点より、総合的に検討した上で、指名・報酬(諮問)委員会の答申を参照しつつ、取締役候補を指名しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部・取締役候補については、的確かつ迅速な意思決定が可能な員数、及び経営陣幹部・取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討し、選任・指名しております。また監査役候補につきましては、財務・会計・法律に関する知見、当社事業に関する知識及び企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に検討し、指名しております。上記方針に基づき、取締役・監査役候補の指名につきましては、取締役会での決議に先立ち、社外取締役をメンバーに含めた指名・報酬(諮問)委員会にて審議を行い、代表取締役社長に答申しております。なお、監査役候補につきましては、監査役会の同意を経て、取締役会で決議しております。

(4) 取締役・監査役に対するトレーニング及び次世代経営幹部育成の方針

当社の取締役・監査役については、各自が必要な知識の習得及び役割と責務の理解ができるよう、適宜外部の研修、セミナー等を受講できるように費用面も含め、支援する体制としております。特に新任取締役に対しては、監査役より、日本監査役協会等が開催する新任取締役向け講習会の受講を促し、必要な知識等の理解促進に努めております。また、監査役については、コーポレート・ガバナンスの重要な一翼を担うべく、日本監査役協会が開催する講習会や勉強会に加えて、社外の交流会に参加し、監査役として必要な知識の習得及び監査役の役割と責務の理解促進に努めています。また、会社法及び時々の情勢に適した内容で社外の専門家等による取締役向けの講習会を定期的に開催しております。

(5) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社 長	竹 中 裕 紀	取締役会議長、執行全般統括、技術開発本部担当、関連会社担当
代表取締役 副 社 長	青 木 武 志	セラミック事業本部長
代表取締役 副 社 長	西 田 剛	電子事業本部長、揖斐電電子(北京)有限公司 董事長
代表取締役 副 社 長	児 玉 幸 三	全社品質・技術・生産統括、電子事業本部 副本部長
取 締 役 専務執行役員	高 木 隆 行	生産推進本部長、CSR推進室担当、エネルギー統括部担当
取 締 役 専務執行役員	生 田 斉 彦	経営企画本部長、FGM事業担当、IR担当
取 締 役 常務執行役員	伊 藤 宗太郎	セラミック事業本部 副本部長、同本部 DPF事業部長
取 締 役 常務執行役員	河 島 浩 二	経営企画本部 副本部長、同本部 人事・総務部長
取 締 役 執 行 役 員	大 野 一 茂	セラミック事業本部 副本部長、同本部 SCR事業部長
取 締 役	齋 藤 昇 三	株式会社東京精密 社外取締役、 (一社)日本電子デバイス産業協会 会長 (代表理事)
取 締 役	山 口 千 秋	東和不動産株式会社 代表取締役社長、 中日本興業株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	阪 下 敬 一	
常 勤 監 査 役	桑 山 洋 一	
監 査 役	加 藤 文 夫	加藤文夫税理士事務所 代表、 セイノーホールディングス株式会社 社外監査役、 株式会社ヒマラヤ 社外取締役 (監査等委員)
監 査 役	堀 江 正 樹	公認会計士 堀江正樹会計事務所 所長、 フタバ産業株式会社 社外取締役、 日本公認会計士協会東海会 顧問

(注)

1. 取締役桑山洋一氏は、2016年6月17日開催の第163回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 常勤監査役平林佳郎及び監査役塩田薫範の両氏は、2016年6月17日開催の第163回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
3. 取締役齋藤昇三及び山口千秋の両氏は、社外取締役であります。
4. 監査役加藤文夫及び堀江正樹の両氏は、社外監査役であります。
5. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づき、取締役齋藤昇三及び山口千秋並びに監査役加藤文夫及び堀江正樹の各氏を独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
6. 監査役加藤文夫氏は、昭和税務署長等を歴任され、税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役堀江正樹氏は、あらた監査法人代表社員等を歴任され、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は、執行役員制度を導入しております。2017年2月28日開催の取締役会において執行役員の異動について決議され、同年4月1日付けで就任いたしました。
執行役員の状況は次のとおりであります。

社	長	竹	中	裕	紀
副	社	長	青	木	武
副	社	長	西	田	剛
副	社	長	児	玉	幸
専	務	執	行	役	員
高	木	隆	行		
専	務	執	行	役	員
生	田	齊	彦		
常	務	執	行	役	員
伊	藤	宗	太	郎	
常	務	執	行	役	員
河	島	浩	二		
常	務	執	行	役	員
大	野	一	茂		
常	務	執	行	役	員
久	保	修	一		
執	行	役	員		
遠	藤	本	鎮		
執	行	役	員		
平	松	靖	二		
執	行	役	員		
佐	野		尚		
執	行	役	員		
稲	垣		靖		
執	行	役	員		
野	田	宏	太		

(6) 責任限定契約の内容の概要

区 分	責任限定契約の内容の概要
社 外 取 締 役	<p>社外取締役齋藤昇三氏及び山口千秋氏と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。</p> <p>① 社外取締役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金2,000万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する、としております。</p> <p>② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務を行うにつき善悪かつ重大な過失がないときに限る、としております。</p>
社 外 監 査 役	<p>社外監査役加藤文夫氏及び堀江正樹氏と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。</p> <p>① 社外監査役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金1,800万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する、としております。</p> <p>② 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務を行うにつき善悪かつ重大な過失がないときに限る、としております。</p>

(7) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役、執行役員報酬については、月額報酬と賞与により構成されております。取締役の月額報酬については、株主総会にて決議された限度枠内で、各取締役の職位に基づき算定し、取締役会で決議しております。また、賞与については、株主総会にて決議された所定の計算式に基づいた総額の範囲内で、各取締役の業務に対する貢献度に基づき配分額を決定し、取締役会で決議しております。

執行役員月額報酬については、取締役会で決議しております。その算定にあたっては、取締役の月額報酬とのバランス、個々の業務能力の評価等を総合的に勘案して決定しております。また、賞与につきましても、支給金額については、取締役会で決議しております。その算定にあたっては、各執行役員業績に対する貢献度等に基づいて決定しております。なお、取締役の報酬及び賞与の内容につきましては、取締役会での決議に先立ち、社外取締役をメンバーに含めた指名・報酬(諮問)委員会にて審議を行い、代表取締役社長に答申しております。また、社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であり、一定の金額の基本報酬のみ支給しております。

(8) 取締役及び監査役の報酬等の額

(単位：百万円)

区分	取締役		うち社外取締役		監査役		うち社外監査役	
	支給人数	支給額	支給人数	支給額	支給人数	支給額	支給人数	支給額
報酬	12	312	2	22	6	85	3	22
取締役賞与	9	-	-	-	-	-	-	-
合計		312		22		85		22

(注)

1. 取締役の報酬限度額は、2007年6月22日開催の第154回定時株主総会において月額45百万円以内（うち社外取締役分3百万円以内、その他の取締役分42百万円以内、なお、ストックオプションによる報酬は別枠とし、使用人兼務取締役の使用人としての報酬は含まれておりません。）と決議いただいております。
2. 上記1. の確定金額報酬とは別に、2011年6月22日開催の第158回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対して、賞与総額として、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の0.5%と当該事業年度の年間配当金総額の1.6%との合計額（ただし年額5億円を上限とし、計算の結果生じる百万円未満の数字については、これを切り捨てる。）を支給することを決議いただいております。
3. 上記に基づく計算上の取締役賞与支給額は74百万円ですが、足もとの厳しい業績に鑑み経営責任を明確にするため、2017年5月15日開催の取締役会において、取締役賞与を支給しないことを決議いたしました。
4. 上記支給額のほか、当社子会社の取締役を兼務している当社取締役1名に対し、当該子会社1社が当期に係る報酬として2百万円を支払っております。
5. 監査役の報酬限度額は、2012年6月20日開催の第159回定時株主総会において月額9百万円以内と決議いただいております。

(9) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 独立社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準及び資質

社外取締役の選任にあたっては、会社法及び当社が上場する金融商品取引所が定める基準に加え、会社経営もしくは業界に関する豊富な経験と高い識見を重視しております。また、社外監査役の選任にあたっては、税務又は会計もしくは法律に関する豊富な経験と高い知見を重視しております。当社におきましては、以上の条件を充たし、かつ一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立役員として指定しております。

② 重要な兼職先と当社との関係

- (ア) 社外取締役齋藤昇三氏は、株式会社東京精密の社外取締役及び一般社団法人日本電子デバイス産業協会の会長（代表理事）であります。
なお、当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- (イ) 社外取締役山口千秋氏は、東和不動産株式会社の代表取締役社長、中日本興業株式会社の社外取締役であります。
なお、当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- (ウ) 社外監査役加藤文夫氏は、加藤文夫税理士事務所代表、セイノーホールディングス株式会社の社外監査役及び株式会社ヒマラヤの社外取締役（監査等委員）であります。
なお、当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- (エ) 社外監査役堀江正樹氏は、公認会計士 堀江正樹会計事務所 所長、フタバ産業株式会社の社外取締役及び日本公認会計士協会東海会 顧問であります。
なお、当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会及び監査役会における発言の状況・内容等
社 外 取 締 役	齋 藤 昇 三	当事業年度開催の取締役会11回のすべてに出席し、他社での豊富な経営経験に基づき、議案、審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社 外 取 締 役	山 口 千 秋	当事業年度開催の取締役会11回のすべてに出席し、他社での豊富な経営経験に基づき、議案、審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	加 藤 文 夫	当事業年度開催の取締役会11回及び監査役会13回のすべてに出席し、税理士としての税務、財務の専門的見地から、議案、審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	堀 江 正 樹	社外監査役就任後開催の取締役会9回及び監査役会10回のすべてに出席し、公認会計士としての財務、会計の専門的見地から、議案、審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(10) 独立社外取締役の有効な活用

当社におきましては、持続的な成長と発展に寄与するように、社外取締役を2名選任し、これまでの経歴で培われた専門的な知識、企業経営における幅広い経験等を当社の経営に活かしていただいております。なお、社外取締役は、それぞれ自らの知見に基づき、経営の監督、経営方針、経営改善等について、活発な発言をいただくなど、当社が期待する役割を十分果たしております。

(11) 取締役会全体の実効性についての分析・評価

当社の取締役会の運営状況は以下のとおりであり、実効的に運営されていると判断しております。

- ① 取締役会規則に定める付議基準に基づき、重要案件を漏れなく付議し、取締役会を原則毎月開催することで、適時・適切に審議しております。
- ② 取締役会での審議に先立ち、経営会議にて取締役会の決議事項等について、事前審議を実施することで、問題点・課題、リスク及びその対策を明確にさせ、より実効性の高い議論が実施できる体制としております。
- ③ 取締役会における円滑かつ実効性の高い議論を行い、十分な検討を行うため、取締役会資料を代表取締役社長及び常勤監査役に事前に配付し、特に社外取締役・社外監査役には、開会前に担当取締役より議案の内容を説明しております。また、資料作成においては、なるべく難解な専門用語や社内用語を使わず、平易な表現を使用しております。
- ④ 取締役会において、代表取締役社長または各業務担当取締役より、定期的に事業状況報告を実施することで、取締役・監査役としての適切なリスク管理及び業務執行の監視に必要な情報の提供を行っております。
- ⑤ 重要案件を的確かつ適時に審議するため、経営環境の変化に応じて、適宜取締役会規則に定める付議基準を見直してまいります。また、付議基準に記載のない案件につきましても、代表取締役社長又は担当取締役の判断に基づき、機動的に付議・審議を実施しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 64百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 69百万円 |

(注)

1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(4) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して委託した公認会計士法第2条第1項以外の業務は、CAAT（コンピューター利用監査技法）導入支援業務であります。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合及び公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合並びに公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。また、当該会計監査人の監査の適格性、信頼性において問題があると判断したとき並びに監査の効率性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断したときは、当社監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、これら議案を株主総会の付議議案としてお諮りする方針であります。

(注) この事業報告は、次により記載しております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 千株単位の株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	当連結会計年度 (2017年3月31日現在)	前連結会計年度 (ご参考) (2016年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	204,170	213,612
現金及び預金	104,181	104,765
受取手形及び売掛金	56,609	57,578
有価証券	—	3,199
商品及び製品	10,420	12,758
仕掛品	7,452	9,900
原材料及び貯蔵品	15,764	14,445
繰延税金資産	1,918	2,211
その他	8,074	9,043
貸倒引当金	△252	△290
固定資産	201,612	262,498
有形固定資産	151,152	215,928
建物及び構築物	69,358	87,738
機械装置及び運搬具	50,830	86,293
土地	19,046	19,143
リース資産	95	146
建設仮勘定	7,135	16,825
その他	4,687	5,780
無形固定資産	4,213	5,168
投資その他の資産	46,246	41,401
投資有価証券	44,106	39,060
長期貸付金	30	39
繰延税金資産	734	679
その他	1,685	1,935
貸倒引当金	△311	△313

(単位：百万円)

科目	当連結会計年度 (2017年3月31日現在)	前連結会計年度 (ご参考) (2016年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	88,549	113,743
支払手形及び買掛金	31,393	34,668
短期借入金	20,056	30,065
1年内償還予定の社債	—	15,000
未払金	7,729	15,405
未払法人税等	1,673	1,715
繰延税金負債	10	1
賞与引当金	3,342	3,507
役員賞与引当金	—	69
事業構造改革費用引当金	12,812	—
設備関係支払手形	472	1,560
その他	11,057	11,750
固定負債	56,294	30,845
社債	40,000	25,000
長期借入金	10,005	62
リース債務	86	101
再評価に係る繰延税金負債	68	68
退職給付に係る負債	468	464
繰延税金負債	4,309	3,683
その他	1,355	1,465
負債合計	144,843	144,589
純資産の部		
株主資本	231,518	299,028
資本金	64,152	64,152
資本剰余金	64,579	64,579
利益剰余金	121,091	188,598
自己株式	△18,305	△18,302
その他の包括利益累計額	24,997	28,304
その他有価証券評価差額金	15,987	12,477
繰延ヘッジ損益	639	197
土地再評価差額金	160	160
為替換算調整勘定	8,210	15,469
非支配株主持分	4,424	4,187
純資産合計	260,940	331,520
負債純資産合計	405,783	476,110

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	当連結会計年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	前連結会計年度(ご参考) (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)
売上高	266,459	314,119
売上原価	210,640	238,346
売上総利益	55,818	75,773
販売費及び一般管理費	48,676	53,202
営業利益	7,141	22,570
営業外収益	2,427	3,703
受取利息	409	315
受取配当金	1,148	870
為替差益	—	1,098
その他	869	1,418
営業外費用	7,268	5,474
支払利息	187	319
為替差損	1,713	—
休止固定資産減価償却費	4,532	4,065
その他	834	1,090
経常利益	2,301	20,798
特別利益	240	2,638
固定資産売却益	196	63
投資有価証券売却益	—	2,193
関係会社清算益	—	344
その他	44	36
特別損失	63,313	11,308
固定資産除却損	490	3,986
減損損失	102	6,403
投資有価証券評価損	—	2
関係会社整理損	—	6
事業構造改革費用	61,988	—
その他	731	910
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△60,771	12,129
法人税、住民税及び事業税	3,001	6,583
過年度法人税等	△609	△2,351
法人税等調整額	△544	127
当期純利益又は当期純損失(△)	△62,618	7,768
非支配株主に帰属する当期純利益	230	237
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△62,848	7,530

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

議決権行使の
ポイント

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	当事業年度 (2017年3月31日現在)	前事業年度 (ご参考) (2016年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	86,112	103,503
現金及び預金	39,797	52,214
受取手形	1,191	1,150
売掛金	22,866	25,435
有価証券	—	3,199
商品及び製品	4,611	4,647
仕掛品	3,456	3,506
原材料及び貯蔵品	3,201	3,076
繰延税金資産	925	1,476
その他	10,067	8,851
貸倒引当金	△6	△55
固定資産	197,113	259,965
有形固定資産	53,116	63,384
建物	17,493	23,534
構築物	8,789	9,729
機械及び装置	10,706	12,795
土地	11,192	11,191
建設仮勘定	3,151	4,378
その他	1,784	1,754
無形固定資産	1,529	1,019
投資その他の資産	142,466	195,561
投資有価証券	41,464	36,563
関係会社株式	100,261	158,153
その他	763	866
貸倒引当金	△21	△21
資産合計	283,225	363,469

(単位：百万円)

科目	当事業年度 (2017年3月31日現在)	前事業年度 (ご参考) (2016年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	59,570	92,953
支払手形	3,232	3,723
買掛金	13,158	13,670
短期借入金	20,000	30,000
1年内償還予定の社債	—	15,000
未払金	4,375	10,669
未払法人税等	—	639
預り金	13,515	12,695
賞与引当金	2,097	2,382
役員賞与引当金	—	69
設備関係支払手形	428	1,390
その他	2,763	2,712
固定負債	52,949	26,532
社債	40,000	25,000
長期借入金	10,000	—
繰延税金負債	2,719	1,296
その他	230	235
負債合計	112,520	119,486
純資産の部		
株主資本	154,343	231,523
資本金	64,152	64,152
資本剰余金	64,579	64,579
資本準備金	64,579	64,579
利益剰余金	43,917	121,093
利益準備金	3,548	3,548
その他利益剰余金	40,368	117,544
固定資産圧縮積立金	90	96
別途積立金	8,600	8,600
繰越利益剰余金	31,678	108,848
自己株式	△18,305	△18,302
評価・換算差額等	16,361	12,460
その他有価証券評価差額金	15,721	12,262
繰延ヘッジ損益	639	197
純資産合計	170,705	243,983
負債純資産合計	283,225	363,469

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	当事業年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	前事業年度 (ご参考) (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)
売上高	116,163	149,217
売上原価	84,407	104,923
売上総利益	31,755	44,293
販売費及び一般管理費	26,849	29,660
営業利益	4,906	14,632
営業外収益	6,448	13,853
受取利息及び配当金	5,871	11,246
為替差益	—	1,476
その他	576	1,130
営業外費用	2,873	1,458
支払利息	297	390
設備賃貸費用	195	220
為替差損	1,891	—
休止固定資産減価償却費	176	348
その他	312	498
経常利益	8,480	27,027
特別利益	45	2,448
固定資産売却益	45	140
投資有価証券売却益	—	2,193
その他	—	114
特別損失	81,201	2,965
固定資産除却損	331	2,703
減損損失	4,434	89
関係会社株式評価損	76,339	—
その他	95	172
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△72,674	26,510
法人税、住民税及び事業税	103	3,787
過年度法人税等	△609	△2,351
法人税等調整額	349	383
当期純利益又は当期純損失(△)	△72,517	24,690

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

議決権行使の
ポイント

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

(連結)

独立監査人の監査報告書

2017年5月10日

イビデン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渡 辺 眞 吾 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関 口 俊 克 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊 藤 智 章 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イビデン株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イビデン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めている。

強調事項

重要な後発事象に記載されている通り、会社は、2017年4月27日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(単体)

独立監査人の監査報告書

2017年5月10日

イビデン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渡 辺 眞 吾 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関 口 俊 克 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊 藤 智 章 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イビデン株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第164期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めている。

強調事項

重要な後発事象に記載されている通り、会社は、2017年4月27日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第164期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規則に基づいた、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月15日

イビデン株式会社 監査役会
 常勤監査役 阪下敬一 ㊟
 常勤監査役 桑山洋一 ㊟
 社外監査役 加藤文夫 ㊟
 社外監査役 堀江正樹 ㊟

以上

株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	定時株主総会 3月31日 期末配当 3月31日 中間配当 9月30日 その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めます。
公告の方法	当社のホームページに掲載いたします。 ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載URL http://www.ibiden.co.jp/
単元株式数	100株
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	〒460-8685 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 ☎ 0120-782-031
同 取 次 窓 口	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
上 場 取 引 所	東京、名古屋各証券取引所 第1部

○未払配当金の支払いに関するお申出先

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

○住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社に口座がないため特別口座を開設された株主様は、特別口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

○「配当金計算書」について

配当金支払いの際に送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、添付資料としてご使用いただくことができます。

なお、配当金領収証にて配当金をお受取りの株主様につきましても、配当支払いの都度「配当金計算書」を同封させていただいております。

確定申告をなされる株主様は、大切に保管ください。

株主総会 会場ご案内図



駐車場が満車になりましたら係員が誘導いたします。

会場

イビデン株式会社 本社2階 会議室

岐阜県大垣市神田町二丁目1番地

アクセス

当日は、JR東海道本線「大垣駅」南口から午後0時50分、1時20分及び1時45分に出発予定のバスを用意しておりますので、ご利用ください。

- 大垣駅から車で約8分(約2km)
- 西大垣駅から徒歩2分(200m)
- 大垣インターから車で約15分(約5km)
- 岐阜羽島駅から車で約30分(約12km)

お車の方は上記の株主様駐車場をご利用ください。

